

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」 検討結果

NO. 22	優先度 B2		
検討課題	区長等の反問・反論		
条文	<p style="text-align: center;">（区長等との関係）</p> <p>第21条 2 議会における審議、審査及び調査をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 用語の定義 (1) 反問 区長等が、議員の質問及び質疑に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨や意図を確認し、論点をはっきりさせるために行う質問をいう。 (2) 反論 区長等が、議員の質問及び質疑に対して、反対の意見や建設的な意見を述べるために行う発言をいう。</p> <p>2 主体 「区長等」とは、墨田区議会基本条例で定義しているとおり、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいい、その事務を補助する職員も含まれるものである。したがって、本会議及び委員会に出席している副区長、教育長、部長及び課長も反問又は反論をすることができる。</p> <p>3 手続 本会議又は委員会において、議員の質問及び質疑に係る発言が終わった後、挙手し、議長又は委員長に対し反問又は反論を行いたい旨を告げ、許可を得てから行う。議長又は委員長は、議事進行に支障がない範囲において、これを許可する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">《基本パターン》</p> <p>〇〇部長 〔挙手〕 「議長（委員長）、〇〇部長。ただ今の質問（質疑）に関して、 ・・・の点について、・・・がありますので、反問（反論）の 許可をお願いします。」</p> <p>議長（委員長） 「反問（反論）を許可します。〇〇部長。」 〇〇部長 ～反問・反論～ 議長（委員長） 「◇◇議員（委員）。」 ◇◇議員（委員） ～反問・反論に対する回答～ 議長（委員長） 「以上で、反問（反論）を終了します。」</p> </div> <p>4 回数及び時間の制限 (1) 回数は、制限しない。 (2) 反問又は反論に対する議員の発言は、墨田区議会会議規則第53条に規定する質疑の回数に含めない。 ※第53条（質疑の回数）：質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。 (3) 反問又は反論の発言及びこれらに対する議員の発言に係る時間については、本会議においては各議員に割り振られている発言時間に含めず、予算特別委員会及び決算特別委員会においては各委員に割り振られている発言時間に含める。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名		
	改正等の内容		